

大通達甲（刑企）第20号
令和5年7月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

刑事部各課・所長
生活安全部各課長
交通部各課・隊長 殿
警備部各課・隊長
各警察署長

刑 事 部 長

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布について（通達）
刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）が、令和5年5月17日に公布された。本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるとともに、刑事手続において被害者等の情報を保護するため、被害者等の個人特定事項の記載がない逮捕状抄本等の交付を請求できるようにするなどの規定の整備等を行うものである。

2 改正の要点

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の一部改正

ア 公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するための規定の整備

(ア) 公判期日等への出頭等を確保するための罰則の新設

a 保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪（改正法による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑訴法」という。）第278条の2関係）

保釈又は勾留の執行停止（以下「保釈等」という。）をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処するものとする。

b 保釈等をされた被告人の制限住居離脱罪（新刑訴法第95条の3関係）

裁判所の許可を受けずに指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈等をされた被告人が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けずに、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないとき等においては、2年以下の拘禁刑に処するものとする。

- c 保釈等の取消し・失効後の被告人の出頭命令違反の罪（新刑訴法第98条の2、第98条の3、第343条の2及び第343条の3関係）

検察官は、保釈等を取り消す決定があった場合又は拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の宣告により保釈等がその効力を失った場合において、刑事施設に収容されていない被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができるものとし、出頭を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処するものとする。

- d 勾留の執行停止の期間満了後の被告人の不出頭罪（新刑訴法第95条の2関係）

期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処するものとする。

- e 刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪（新刑訴法第484条の2関係）

新刑訴法第484条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処するものとする。

- (イ) 保釈等をされている被告人に対する報告命令制度の創設（新刑訴法第95条の4、第96条第1項等関係）

裁判所は、必要があると認めるときは、保釈を許す決定等を受けた被告人に対し、その住居、労働の状況、身分関係等、その変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて報告をすることを命ずることができるものとし、報告を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく報告をしなかった場合等において、保釈等の取消し及び保証金の没収をすることができるものとする。

- (ウ) 保釈等をされている被告人の監督者制度の創設（新刑訴法第98条の4、第98条の8、第98条の9等関係）

裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができるものとし、監督者が解任された場合において監督保証金の没取をすることができるものとするほか、保釈等の取消しをしなければならないものとする。

- (エ) 保釈等の取消し及び保証金の没取に関する規定の整備（新刑訴法第96条第4項等関係）

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた後、保釈等をされている被告人が逃亡したとき等において、保釈等の取消し及び保証金の没取をしなければならないものとする。

- (オ) 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告後における裁量保釈の要件の明確化（新刑訴法第344条第2項関係）

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があった後は、新刑訴法第90条の規定による保釈を許すには、同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならないものとし、ただし、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでないものとする。

(カ) 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設

a 位置測定端末装着命令（新刑訴法第98条の12第1項及び第2項関係）

裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機であって、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）に用いられるものをいう。以下同じ。）をその身体に装着することを命ずることができるものとする。

また、裁判所は、上記の命令（以下「位置測定端末装着命令」という。）をするときは、飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であって、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとする。

b 位置測定端末の装着（新刑訴法第98条の13関係）

位置測定端末は、裁判所の指揮によって、裁判所書記官その他の裁判所の職員が位置測定端末装着命令を受けた者の身体に装着するものとする。

c 位置測定端末装着命令を受けた者の遵守事項等（新刑訴法第98条の14第1項及び第2項関係）

位置測定端末装着命令を受けた者は、所在禁止区域内に所在しないこと等を遵守しなければならないものとする。

また、裁判所は、位置測定端末を用いて行う位置測定端末装着命令を受けた者の位置の把握に必要な措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該者に対し、裁判所の指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができるものとする。

d 所在禁止区域内に所在すること又は位置測定端末を自己の身体に装着しないでの許可（新刑訴法第98条の15関係）

裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、位置測定端末装着命令を受けた者に対し、期間を指定して、所在禁止区域内に所在すること又は位置測定端末を自己の身体に装着しないでのことを許可することができるものとする。

e 位置測定端末装着命令の取消し・失効（新刑訴法第98条の16及び第98条の17関係）

位置測定端末を装着させる必要がなくなったときは、裁判所は、位置測定端末装着命令を取り消さなければならないものとする。

また、位置測定端末装着命令は、無罪等の裁判又は勾留を取り消す裁判の告知があったとき等においては、その効力を失うものとする。

f 被告人の身柄の確保のための措置（新刑訴法第98条の18及び第98条の19関係）

裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人が、新刑訴法第98条の15の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在した場合等において、保釈の取消し及び保証金の没取をすることができるものとする。

また、裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人について、端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報をいう。以下同じ。）を表示して閲覧することができる機能等を有する電気通信設備において位置測定端末が所在禁止区域内に所在することの発生を確認したとき等に該当すると認めるときは、当該被告人を勾引することができるものとし、ただし、明らかに勾引の必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

g 端末位置情報の閲覧（新刑訴法第98条の20、第98条の22等関係）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、位置測定端末装着命令を受けた者について、勾引状を執行する場合等において、必要と認めるときは、裁判所等の許可を受けて、端末位置情報を表示して閲覧することができるものとし、それ以外の場合には、端末位置情報の閲覧はしてはならないものとする。

h 罰則（新刑訴法第98条の24第1項及び第2項関係）

位置測定端末装着命令を受けた者が、新刑訴法第98条の15第1項前段又は第6項の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在し、又は位置測定端末を自己の身体から取り外し、若しくは装着しなかったとき等は、1年以下の拘禁刑に処するものとする。

また、位置測定端末装着命令を受けた者が、正当な理由がなく、新刑訴法第98条の14第1項第5号に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき等は、6月以下の拘禁刑に処するものとする。

(キ) 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設（新刑訴法第342条の2、第345条の2等関係）

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者は、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないものとする。また、裁判所は、罰金の裁判（その刑の執行猶予の言渡しをしないものに限る。）の告知を受けた被告人について当該裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるとき等においては、勾留状を発する場合等を除き、決定で、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。

(ク) 裁判の執行に関する調査手法の充実化等（新刑訴法第508条第1項等関係）

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して、その目的を達するため必要な調査をすることができるものとする。

イ 被害者等の情報を保護するための規定の整備

(7) 逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置（新刑訴法第201条の2関係）

検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、新刑訴法第199条第2項の規定による逮捕状の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができるものとする。

a 刑法（明治40年法律第45号）第176条、第177条、第179条又は第181条の罪等に係る事件の被害者のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる事件の被害者

b 前記 a に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる者

(イ) 勾留手続における個人特定事項の秘匿措置（新刑訴法第207条の2等関係）

検察官は、新刑訴法第207条第1項の規定による勾留の請求と同時に、新刑訴法第201条の2第1項各号に規定する者の個人特定事項について、必要があると認めるときは、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付すること等を請求することができるものとする。

また、裁判官は、被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき等に該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、上記の措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならないものとする。

(2) 刑法の一部改正

ア 逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等

(7) 逃走罪の主体の拡張及び法定刑の引上げ（改正法による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）第97条関係）

逃走罪の主体について、現行の「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に拡張する。また、その法定刑について、現行の「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げるものとする。

(イ) 加重逃走罪の主体の拡張（新刑法第98条関係）

加重逃走罪の主体について、現行の、「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」又は「勾引状の執行を受けた者」から、「法令により拘禁された者」に拡張

張するものとする。

イ 刑の時効の停止に関する規定の整備（新刑法第33条第2項関係）

拘禁刑、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しないものとする。

3 施行期日（改正法附則第1条関係）

- (1) 前記2の(1)ア(ア)、(イ)、(エ)及び(ク)について
公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 前記2の(1)ア(ウ)について
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (3) 前記2の(1)ア(オ)並びに2の(2)ア(ア)及び(イ)について
公布の日から起算して20日を経過した日（令和5年6月6日）から施行する。
- (4) 前記2の(1)ア(カ)について
公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (5) 前記2の(1)ア(キ)について
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (6) 前記2の(1)イ(ア)及び(イ)について
公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (7) 前記2の(2)イについて
公布の日から施行する。

(刑事企画課指導係)